

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則

昭和29年7月1日
宮城県公安委員会規則第6号

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則を次のように定める。

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年宮城県公安委員会規則第6号）

第1条 県警察に勤務する警察官のうち、巡査部長以上の階級にある警察官は司法警察員とし、巡査の階級にある警察官は司法巡査とする。

2 県警察本部長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、県警察に勤務する巡査の階級にある警察官を、司法警察員に指定することができる。

第2条 県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第199条第2項の宮城県公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。

(1) 県警察本部長の職にある者

(2) 県警察本部の生活安全部、地域部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官

(3) 警察署に勤務する警部以上の階級にある警察官

第3条 前条の規定により指定を受けた司法警察員については、別記様式の刑事訴訟法第199条第2項の規定に基づく司法警察員指定者名簿（以下「名簿」という。）に登載するものとする。

2 前条の規定により指定を受けた司法警察員のうち、指定を解除された者については、名簿から削除するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和35年10月20日公安委員会規則第7号）

1 この規則は、昭和35年11月1日から施行する。

2 この規則施行前に交付された証票は、この規則の規定にかかわらずその効力を有する。

附 則（昭和49年8月13日公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和49年8月31日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（平成元年6月6日公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年10月28日公安委員会規則第11号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成14年9月24日公安委員会規則第11号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日公安委員会規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

